

平成29年度長門川水道企業団水道事業会計決算に基づく
資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項では、公営企業を営する地方公営企業団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査員の審査に付しその意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないとされています。当企業団では平成30年6月29日に実施した長門川水道企業団水道事業会計経営健全化審査において監査委員が資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を平成29年度決算書と照合した結果、いずれも適正に作成されていると認められました。

その結果を、平成30年7月17日に開催された平成30年長門川水道企業団議会定例会において報告しましたので、下記のとおり公表します。

記

平成29年度資金不足比率

会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	

* 表示上の「—」は、資金不足が無いことを意味します。

資金不足比率の算定

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率(法適用企業)} &= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \\ &= \frac{\Delta 773,074 \text{ 千円}}{458,158 \text{ 千円}} \\ &= -1.687 \text{ (負の数値の場合は資金不足無し)} \end{aligned}$$

- 平成29年度長門川水道企業団資金不足比率審査意見書 (PDF)